

## 環境厚生常任委員長報告

(H25.3.28)

環境厚生常任委員会に付託されました議案について、審査の経過概要と結果を報告いたします。

まず、第2号議案、平成25年度国民健康保険事業特別会計予算であります。国民健康保険被保険者の疾病等に関して必要な保険給付を行うための経費として、療養給付費、高額療養費が主なものであります。

採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

なお、被保険者に対する脳ドックは、自己負担割合が3割から5割に変更されます。医学的な見地を含めて、国保の枠組みの中での脳ドックには様々な議論があるところです。しかし、受診することにより市民は安心を得ることができるとして、自己負担割合を引き上げないことが望ましいとする意見がありました。

また、国保会計には、被保険者の保険料負担と適切な財政運営を両立させなければならない難題が存在します。

被保険者の保険料負担を増大させないため、一般会計からのルール外の繰り入れや、財政調整基金の取り崩し、国への要望等を求める意見がありました。

反対に、国保会計のルールに則った財政運営を行い、基金の取り崩しやルール外の繰り入れなどを安易に行うべきではないとする意見がありました。

本市ではこの難題を前に、ここ数年、一般会計からのルール外の繰り入れを行うなど、極めて難しい判断を行っています。この課題は本市独自で解決できる性質のものではなく、現在の国民健康保険制度自体に綻びが生じてきている現れとされます。国保は日本が世界に誇る医療保険制度の最後の砦です。制度が安定して運営され、国民全体が安心して暮らせることが最も重要なことです。

次に、第4号議案、平成25年度休日診療事業特別会計予算であります。休日急病患者に対する診療事業を行う経費であります。

別段異論なく、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に、第6号議案、平成25年度介護保険事業特別会計予算であります。介護サービス給付事業及び介護予防事業を行うための経費が、主な内容であります。

別段異論なく、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に、第7号議案、平成25年度後期高齢者医療事業特別会計予算であります。後期高齢者医療制度に伴う事業を行うための後期高齢者医療広域連合納付金が主なものであります。

採決に先立ち、反対討論として、別立ての高齢者医療制度は問題が多いとの指摘や、保険料の滞納等から医療を受けられない課題など、全国的に様々に問題が生じているとの指摘がありました。

採決の結果は、多数をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に、第 11 号議案、平成 25 年度病院事業会計予算であります  
が、医業費用が主な内容であります。

別段異論なく、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきもの  
と決定しました。

次に、第 48 号議案、こども医療費助成条例の一部改正について  
は、現在、小学校修了前までで実施している通院に係る医療費の助  
成対象を、中学校修了前までに拡大しようとするものであります。

別段異論なく、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきもの  
と決定しました。

次に、第 79 号議案、国民健康保険条例の一部改正については、  
国民健康保険の被保険者であった者が、国民健康保険から後期高齡  
者医療制度に移行する場合、特定世帯に係る世帯別平等割額を最初  
の 5 年間 2 分の 1 減額する現行措置に加え、その後 3 年間 4 分の 1  
減額する措置を行うとともに、国民健康保険料の軽減判定所得の算  
定の特例を恒久化すること等の改正をしようとするものであります。

別段異論なく、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

以上、簡単ではありますが、本委員会の報告とします。

**条例改正**

**特定世帯への国保料軽減措置の延長など**

地方税法等の改正に伴う条例改正

国民健康保険の被保険者であつた方が国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行する場合、現在特例で行われている保険料の軽減判定所得の算定を恒久的な制度とします。また、特定世帯の世帯別平等割額を最初の5年

間2分の1に減額する現在の措置に加えて、その後の3年間4分の1減額する措置を新たに行います。委員会では、市が独自に、4分の1減額する措置を2分の1減額に拡大するべきとの意見がありました。

**特定世帯とは**

もともと国保世帯で、他の世帯員が後期高齢者医療制度（75歳以上が対象）へ移行して国保の被保険者でなくなったため、1人だけが国保に残った世帯のこと。

**条例改正**

**通院医療費の助成を中学校修了前までに拡大**

子育て環境の充実を

現在、小学校修了前まで実施している通院医療費の助成（1ヶ月で3千円を超える部分を市が負担）を、中学校修了前までに拡大します。議会では小学校修了前までの通院医療費を全額助成する請願を採択し

ています。

今回の条例改正による助成拡大は子育て環境整備の充実と評価する一方で、全額助成を求めた議会の意思を早期に実現できるよう努力を求める意見がありました。